日朝平壌官言

平成14年9月17日

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002年9月17 日、平壌で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関 係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するも のとなるとの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるた め、あらゆる努力を傾注することとし、そのために2002年10月中に日朝国交正常化交渉を再開す ることとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在 する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史 の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考え る期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援 等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、 信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交 渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国 及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化 交渉においてこれを具体的に協議することとした。 双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉にお

いて誠実に協議することとした。

- 3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民 の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常 な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないよう適切な措置をとる ことを確認した。
- 4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認 した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性 を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図る ための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守する とを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関 係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを2003年 以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国 総理大臣 小泉 純一郎 朝鮮民主主義人民共和国 国防委員会 委員長 金 正日

2002年9月17日 平壤

IAEA理事会決議GOV/2002/60 2002年11月29日採択(コンセンサス)

IAEAと北朝鮮との間の NPT 保障措置協定の履行に係る事務局長報告

理事会は、

- (a) 理事会決議 GOV/2636, GOV/2639, GOV/2645, GOV/2692, GOV/2711, GOV/2742 及び総会決議 GC(XXXVII)RES/624, GC(XXXVIII)RES/16, GC(39)RES/3, GC(40)RES/4, GC(41)RES/22, GC(42)RES/2, GC(43)RES/3, GC (44)RES/26, GC(45)RES/16, GC(46)RES/14 を想起し、
- (b) 朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)が核不拡散条約(以下、「NPT」という。)の締約国であることに留意し、NPT下でのIAEA 北朝鮮間の保障措置協定(INFCIRC/403)が依然として拘束力があり有効であることを再確認し、
- (c) さらに、1993 年 5 月 11 日に国連安全保障理事会で採択された決議 825(1993) と、1994 年 3 月 31 日, 1994 年 5 月 30 日及び 1994 年 11 月 4 日の国連安全保障理事会の議長声明、特に、IAEA との保障措置協定を 北朝鮮が完全に履行していることを検証するために IAEA が必要とみな す全ての措置を講ずるべしとの要請を想起し、
- (d) 保障措置の講じられていない北朝鮮のウラン濃縮計画に係る最近の報告と、「核兵器のみならず、それより強力ないかなるタイプの兵器をも保有する権利を有する」とする 2002 年 10 月 25 日の北朝鮮の声明を大きな懸念をもって留意し、
- (e) 安全保障理事会の求めにより、北朝鮮の核関連施設の凍結を監視し続

けるという IAEA の不可欠の役割に留意し、

- (f) 朝鮮半島における平和と安定、及び非核兵器化が国際社会にとり重要であること認識して、北朝鮮の核問題の平和的解決を進める用意があることを宣言し、
- (g) IAEA 事務局が北朝鮮当局に 2 通の書簡を送り(2002 年 10 月 17 日及び 18 日)、北朝鮮に IAEA と協力するように求めるとともに、ウラン濃縮計画に関して報じられた情報につき明らかにするよう求めたことを留意し、
- (h) 2002 年 11 月 28 日の理事会での事務局長報告を考慮して、
- 1. 北朝鮮が保障措置協定を完全にかつ即時履行し、そのために IAEA と 充分に協力すべしとの従来の要求を改めて表明し、
- 2. 北朝鮮が核兵器開発のためのウラン濃縮計画を有するとの報じられた 情報に対して「重大な懸念」を表明した 2002 年 10 月 17 日の事務局長 声明と、北朝鮮より関連するあらゆる活動に関しての情報を得るべく 事務局長が採った行動を支持し、
- 3. 報じられたウラン濃縮計画につき明らかにするよう求める IAEA 事務 局よりの書簡に対して、北朝鮮が迅速かつ建設的に応えるように主張 し、
- 4. 北朝鮮に対し、前述のウラン濃縮計画を明らかにするために、高級使 節団を北朝鮮に派遣し、或いは、北朝鮮の使節団をウィーンに受け入 れるとの事務局長の提案を直ちに受け入れるように要求し、
- 5. このような計画、または、他のいかなる秘密核活動も、NPT 履行のための北朝鮮と IAEA との保障措置協定を含む北朝鮮の国際約束の違反

となることを認識し、

- 6. 核兵器を開発または保有しないとする NPT 下での義務に反して、核 兵器を保有する権利を有するとの北朝鮮の累次の公式声明を遺憾と し、
- 7. 北朝鮮に対し、報じられたウラン濃縮計画、及びその他の関連する核 燃料サイクル施設に係る全ての関連情報を IAEA に提供するように要 求し、
- 8. 北朝鮮に対し、その包括的保障措置協定の下での要求に従い、関連する全ての施設を IAEA の査察及び保障措置に対して直ちに開放すべく IAEA と協力するように要求し、
- 9. 北朝鮮に対し、あらゆる核兵器計画を即時にかつ検証可能な方法で放棄するように要求し、
- 10. 事務局長に対し、本件決議を北朝鮮に伝達し、上記の問題の早急な解決に向けて北朝鮮との対話を継続し、次回理事会会合乃至は必要と判断される時点で理事会に対し本件に関する報告を再度行うように要請し、
- 11. 引き続き本件を注視していくことを決定した。

IAEA理事会決議GOV/2003/03 2003年1月6日採択(コンセンサス)

IAEAと北朝鮮との間のNPT保障措置協定の履行に係る事務局長報告

理事会は、

- (a) 理事会決議GOV/2636、GOV/2639、GOV/2645、GOV/2692、GOV/2711及びGOV/27 42並びに総会決議GC(XXXVII)RES/624、GC(XXXVIII)RES/16、GC(39)/RES/3、GC(40)/RES/4、GC(41)/RES/22、GC(42)/RES/2、GC(43)/RES/3、GC(44)/RES/26、GC(45)/RES/16及びGC(46)/RES/14を想起し、
- (b) 11月29日付理事会決議GOV/2002/60を<u>想起する</u>と共に、この決議及びこれに従った事務局長の努力に対して北朝鮮より何の前向きな反応もなかったことに留意し、
- (c) 北朝鮮が、核不拡散条約(NPT)の加盟国であることに<u>留意する</u>と共に、NPTの下でのIAEAと北朝鮮との間の保障措置協定(INFCIRC/403)が拘束力を持ち有効であること、及びIAEAと北朝鮮の双方が同協定に定められた保障措置の実施を容易にするために協力すべき義務を負っていることを<u>再確認し</u>、
- (d) 北朝鮮における保障措置実施に関する事務局長報告 (GOV/2002/62)、特に IAEAが現時点で北朝鮮において核物質の転用がなかったと検証することが 出来ないとの声明に対して、重大な懸念をもって留意し、
- (e) 2003年1月6日の理事会における事務局長の報告を検討し、

【本文】

- 1 事務局長報告に<u>留意し</u>、保障措置協定に基づき北朝鮮において保障措置を実施するための事務局長及び事務局の努力に対する支持を表明し、
- 2 依然として拘束力を持ち有効である保障措置協定を即座にかつ完全に遵守すべしとの理事会から北朝鮮へのこれまでの呼びかけを再度強調し、
- 3 朝鮮半島における非核化を外交的手段によって推進するための努力を支持することを含め、本件の平和的解決への願いを強調し、
- 4 IAEA査察官の退去を含め、核施設及びその中の核物質に対する封じ込め

及び監視装置の機能を除去・妨害し、IAEAが北朝鮮との保障措置協定に基づいて北朝鮮内に核物質の転用がなかったと検証することを不可能たらしめる北朝鮮の一方的な行動に最大限の遺憾の意を表明し、

- 5 北朝鮮の行動は、核不拡散上の重大な懸念であり、また北朝鮮内に存在する あらゆる核物質が申告され I A E A の保障措置下に置かれていることを I A E A が現時点において検証することを不可能にするものと考え、
- 6 北朝鮮に対して、以下の行動をとることによって、即座にかつ完全に IAE Aと協力するよう呼びかけ、
 - (i) 核施設において必要な封じこめ及び監視の措置を再構築し、IAEA査察官の帰任を含め、全ての必要な保障措置を常時完全に実施することを認めること、
 - (ii) 11月29日付理事会決議(GOV/2002/60)及び報じられたウラン濃縮計画への説明を求めた事務局長書簡を遵守すると同時に、即座にかつ検証可能な形でいかなる核兵器計画も放棄すること、
 - (iii) 北朝鮮におけるあらゆる核物質が申告され保障措置下に置かれていることを I A E A が検証できるようにすること、並びに、
 - (iv) 第一段階として、IAEA関係者と即座に会談すること、
- 7 IAEAが全ての必要な保障措置を実施できるよう、北朝鮮があらゆる必要な措置をとらない限り、北朝鮮は保障措置協定を更に違反(further non-compliance)することとなることを確認し、
- 8 事務局長に対し、北朝鮮に本理事会決議を伝達し、北朝鮮に保障措置義務を 完全に遵守させるよう早急にあらゆる努力を払い続け、理事会に再度緊急に 報告するよう要請し、
- 9 引き続き本件を注視していくことを決定する。

IAEA理事会決議 GOV/2003/12 2003年2月12日採択

IAEAと北朝鮮との間のNPT保障措置協定の履行に係る事務局長報告

理事会は

- (a) 理事会決議 GOV/2636、GOV/2639、GOV/2645、GOV/2692、GOV/2711 及び GOV/2742 並びに総会決議 GC(XXXVII)/RES/624、GC(XXXVIII)/RES/16、GC(39)/RES/3、GC(40)/RES/4、GC(41)/RES/22、GC(42)/RES/2、GC(43)/RES/3、GC(44)/RES/26、GC(45)/RES/16 及び GC(46)/RES/14を想起し、
- (b) 更に2002年11月29日の理事会決議 GOV/2002/60、2003年1月6日理事会決議 GOV/2003/3 を想起すると共に、北朝鮮 (DPRK) がこれらの決議及び事務局長のこれら決議に則った対話を構築する 努力を拒絶したことに留意し、
- (c) NPT に基づく北朝鮮との間のIAEA保障措置協定は拘束力を有し有効であること、更に北朝鮮が、IAEAが右協定の遵守を検証することを確保するための必要な措置を講ずることができるようにすることが不可欠かつ緊急のことであることを確認し、
- (d) 事務局長報告(GOV/2003/4)、特に、事務局が北朝鮮との間のNPT保障措置協定に従って、北朝鮮において核物質が転用されていないことを検証できない状態が続いているとする第10パラグラフを<u>考慮すると共に</u>、
- (e)保障措置協定上の権利及び義務を<u>考慮し</u>、
- 1. 北朝鮮が、IAEAと緊急かつ完全に協力することを受け入れず、更に決議 GOV/2003/3 において要請された必要な措置を講じてきていないことに深い懸念を表明すると共に、北朝鮮に対し緊急にかかる措置をとることを要求し、
- 2. 更に、IAEAが、保障措置の適用を受ける核物質が核兵器又は他の核爆発装置に転用されていないことを検証することができないことに深い懸念を表明し、
- 3. 事務局長報告に基づき、北朝鮮がIAEAとの保障措置協定上の義務に更に違反している(further non-compliance)ことを宣言し、
- 4. 北朝鮮に対し、IAEAが必要と考える全ての措置を講ずることによって保障措置協定違反 (non-compliance) を緊急に改めるよう要求し、
- 5. IAEA憲章第12条Cの規定に則って、北朝鮮の違反(non-compliance)及びIAEAが保障措置の 適用を受ける核物質の非転用を検証することができないことを、IAEAの全ての加盟国並びに国際連合の 安全保障理事会及び総会に対して、事務局長を通じて報告することを決定し;同時に、北朝鮮の核問題の平 和的解決についての理事会の希望と右目的に向けた外交的努力への支持を強調し、
- 6. 事務局長に対し、北朝鮮とのIAEA包括的保障措置協定を実施する努力を続けること及び重要な如何な る進展についても理事会に対し報告することを<u>要請すると共に</u>、
- 7. 本問題に引き続き関心を払うことを決定する。

IAEA と朝鮮民主主義人民共和国の間の NPT 保障措置協定の履行(仮訳)

総会は、

- (a) 理事会決議 GOV/2636, GOV/2639, GOV/2645, GOV/2692, GOV/2711, GOV/2742, GOV/2002/60, GOV/2003/3 及び総会決議 GC(XXXVII)/RES/624, GC(XXXVIII)/RES/16, GC(39)/RES/3, GC(40)/RES/4, GC(41)/RES/22, GC(42)/RES/2, GC(43)/RES/3, GC(44)/RES/26, GC(45)/RES/16, GC(46)/RES/14 を想起し、
- (b)北朝鮮が保障措置協定にさらに違反 (further non-compliance) していることを宣言した上で、北朝鮮の違反を国連安全保障理事会に報告することを決定した 2003 年 2 月 12 日の理事会決議 GOV/2003/14 に特に留意し、
- (c) 北朝鮮の核計画が国際社会の懸念事項であることを明らかにした、様々なハイレベルの 多国間機関による同計画に関する声明に留意し、
- (d) 核抑止力を構築する意向を宣言した北朝鮮の累次の公式声明に懸念をもって留意する一方、朝鮮半島の非核兵器化を支持する北朝鮮の声明にも留意し、
- (e) 朝鮮半島の非核兵器化が地域的及びグローバルな平和と安全に対し前向きに寄与することを重視し、北朝鮮による如何なる核兵器計画もかかる目的を損なうものであることに留意すると共に、
- (f)核物質の非転用を IAEA が検証することを不可能とする北朝鮮の一方的な行動に言及した 事務局長報告 GC(47)/19 を考慮し、
- 1. 理事会が講じた措置を強く支持し、包括的保障措置を北朝鮮に適用するための事務局長 及び事務局の公正な努力を推賞し、
- 2. 北朝鮮が NPT 保障措置協定に違反しているとした 2003 年 2 月 12 日の理事会決定を行わしめた北朝鮮の措置を遺憾とし、
- 3. 更に、IAEA が提案した実質的協議に入り、包括的保障措置の適用を認めることに北朝 鮮が依然として前向きでないことを遺憾とし、
- 4. 北朝鮮が自発的に受け入れた国際的な不拡散の義務に反する行動及び声明を再考するように北朝鮮に対し強く促し、
- 5. IAEA の包括的保障措置を直ちに受けいれ、その完全かつ効果的な履行のために IAEA に協力するよう北朝鮮に対し要求し、
- 6. IAEA による重要な検証の役割を維持しつつ、迅速で、透明性があり、検証可能かつ不可逆的な方法で、如何なる核兵器計画も完全に廃棄するよう北朝鮮に対し強く促し、
- 7. 地域的な平和と安全を維持するため、北朝鮮の核問題についての対話を通じた平和的解 決が朝鮮半島の非核兵器化をもたらすことへの希求を強調し、
- 8. 北朝鮮の核問題の平和的解決を促進する外交努力を強く慫慂するとともに、2003 年 8 月 27日~ 29日に北京で開催された六者会合及び同会合における意見の一致を、正しい方向に向けた明確なステップとして特に歓迎し、
- 9.全ての有効かつ適切なフォーラムにおける、北朝鮮の核問題によって引き起こされる挑戦に対処するための国際社会の平和的努力を支持すると共に、
- 10. 引き続き本件を注視し、第48回年次総会の議題に含めることを決定する。